

「契約監視委員会」の審議概要について

第2回契約監視委員会が、平成22年1月25日(月)に、独立行政法人労働者健康福祉機構17階会議室において開催されましたので、その審議概要についてお知らせします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」(平成21年12月28日設置)において、「契約における実質的な競争性確保に関する点検」に基づく点検を行うこととした。

第2回契約監視委員会

開催日及び場所	平成22年1月25日(月)独立行政法人労働者健康福祉機構17階会議室		
委員(敬称略)	阿部正浩(獨協大学経済学部教授) 田極春美(三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員) 竹内啓博(公認会計士) 榎本克哉(監事)		
審議対象	平成21年度上半期(4月~9月)において、締結した物品調達等に係る一般競争契約であって、落札率が90%以上、かつ、入札における応札者が二者以上であったもの。		
議 事	対象となる以下の2件について、点検項目に沿って説明を行った。 ・No. 1「プラズマ灰化装置」 ・No. 2「水晶発振子式マイクロ天秤付き電気化学測定装置」		
	<b>委員からの意見・質問に対する回答等</b>		
	予定価格の積算について No. 1については見積りによる方法、No. 2については定価証明による方法をとられているが、その背景はなにかあるのか。	No. 1については、日本製かつ販売店からの購入が可能であったため、2者から見積もりを徴し、その中で最も安価なものを予定価格とすることができた。No. 2については、海外から輸入が必要な製品のため、見積りを徴することが困難だった。そのため、メーカーより直接定価を示してもらうことで、その価格を予定価格とした。	
	No. 2については、日本製の機器はなかったのか。	予定価格を立てる段階で No. 1については、日本製のものが見つかり、販売店からの調達が可能であったが、No. 2については日本製のものを見つけることができなかった。	
	研究企画調整部で行われる審査と いうのは何人で行われるのか。	当該研究に携わらない3人で審査を行い、最終的に首席が決定判断する。	
No. 2について、定価証明で予定価	入札公告・入札要領は件名のみで、機器仕様		

	<p>格を立てるということは、もうその機器を購入することがあらかじめ決まっています、それ以外の機器を購入する余地はないのではないかと。</p>	<p>書等で機器名やメーカーを明示し、併せて「同等品」も明示している。この機器名はあくまでも例示であって、仕様を満たすものであれば、同等品でもよいということを機器仕様書で明示している。</p> <p>実際に今年度の入札公告に対して同等品をもって入札された実績もあることから、必ずしもその機器に限定されているわけではない。</p>
	<p>入札業者は実際に仕様を満たす製品を納入しているのか。</p>	<p>実際に入札の数日前に納入予定の機器が本件仕様を満たしているかどうか資料を提出させることで確認している。その上で入札をしているので、仕様を満たす製品が納入されている。</p>
	<p>No. 2について、見積りを1社からしか取らなかった理由を確認させてもらいたい。</p>	<p>今回の機器については、外国製品で、日本で取り扱っているメーカーを1者しか見つけることができなかった。実際、同等品を提供しているメーカーが他にもある場合には複数のメーカーから定価証明等を取り、予定価格を立てている。</p>